

## ④ 昭和10年に於ける全国主要八地方との比較観察。

## 1. 出生率

田川地方 (38.51) は全国平均 (31.63) 山形縣 (36.98) 千葉縣 (35.93) 静岡縣 (33.73) 北海道 (31.63) 鹿児島縣 (32.97) に比して何れよりも高く、秋田縣 (40.20) に比して稍々低率を示してゐる。

## 2. 乳兒死亡率

田川地方 (18.34) は全国平均 (10.7) 山形縣 (13.00) 秋田縣 (13.60) 千葉縣 (13.1) 静岡縣 (11.2) 北海道 (10.5) 鹿児島縣 (8.6) に比して何れよりも高率を示してゐる。

## 3. 一般死亡率

田川地方 (19.37) は全国平均 (16.78) 山形縣 (18.21) 秋田縣 (18.81) 千葉縣 (18.79) 静岡縣 (16.49) 北海道 (15.96) 鹿児島縣 (16.75) に比して何れよりも高率を示してゐる。即ち乳兒死亡率、一般死亡率は共に全国八地方中最も高率を示してゐる。

## 4. 自然増加率 (出生率より一般死亡率を差引いたもの)

田川地方 (19.14) は全国平均 (14.85) 山形縣 (18.57) 千葉縣 (17.14) 静岡縣 (17.24) 北海道 (15.67) 鹿児島縣 (16.22) に比して何れよりも高率を示し、秋田縣 (21.39) に比して稍々低率を示してゐる。

## 5. 死因別病類

主要病類の種類を第十位まで観察するに、何れの地方も病類は同型であるが、その順位には多少の變化を認める事が出来る。即ち田川地方、山形縣、秋田縣、千葉縣、静岡縣及び全国平均は何れも腦出血が第一位を占め、北海道、東京市、大阪市は全結核が第一位となり、しかも比較死亡率14%以上の高率を示し、鹿児島縣のみ肺炎が第一位となつてゐる。

## ⑤ 主として最近三ヶ年の比較観察

## 1. 當地方に於ける死因病類を比較死亡率によつて、大なるものより順次に列挙すれば、次の通りである。

- (1) 腦出血 (11.24) (2) 全結核 (10.78) (3) 二才未満下痢及腸炎 (10.25) (4) 肺炎 (8.41)  
 (5) 二才以上下痢及腸炎 (7.09) (6) 腎臟炎 (6.87) (7) 老衰 (5.70) (8) 先天性弱質 (3.93) (9) 癌 (3.77)  
 (10) 不慮の障害 (2.51%)

## 2. 以上によつてみれば、當地方には特殊の風土病と云ふべきものは存在しない。

## 3. 年齢別死因観察

1才迄の乳兒は下痢及腸炎が壓倒的に第一位を占め、肺炎及先天性弱質が之に次ぎ、5才迄の幼兒は乳兒と同様に下痢腸炎が第一位を占め肺炎が第二位を示してゐる。

全結核は早くも6~10才の間に於いて第一位を表はし、16~30才の年齢層に於いて最も死亡率が高く、40~50才まで繼續して第一位を占めてゐる。45才以後は腦出血が第一位となつて表はれ、56~70才の間に最も死亡率が高く、70~75才まで第一位を繼續してゐる。76才以後は老衰が第一位を占めてゐる。

以上の如く乳幼兒期に於いては、下痢腸炎、青壯年期に於いては全結核、初老期に於いては腦出血、それ以後は老衰となり、年齢によつて死因病類が極めて明瞭に表はれてゐる。この現象は、男女別に觀察しても同様であるし、又鶴岡市のみにも於いても全く同型に表はれてゐる。

## 4. 累年的觀察

主要病類の死亡率を過去十ヶ年に互つて比較すれば、何れも累年的に増加の傾向を示し、昭和十年を100と假定すれば、昭和二十年に於いては、乳兒のビタミン缺乏症 (201%) 二才以上下痢腸炎 (256%) 老衰 (216%) 全結核 (208%) 不慮の障害 (150%) となり、殊に昭和十五年より二十年に至る五ヶ年間に飛躍的增加を示してゐる。

當地方の主要病類たる全結核について更に觀察すれば (第16表、第17表、第19圖、第20圖参照) 昭和十年と十五年との間に於いては、著るしい増加は認められないが、昭和二十年に於いては約二倍に増加し、殊に15才より35

才に至る間の増加率が最も著るしく現はれてゐる。

更にこれを町村別に観察すれば、余目、山戸その他二、三の町村を除く外は、全部増加し、本郷、渡前、押切、藤島、立谷澤、狩川、廣野、温海、豊浦、大山、鶴岡市の増加が特に目立ち、中でも狩川、温海、大山は三倍乃至四倍の驚異すべき増加を示してゐる。

#### 5. 地域別観察

- (1) 出生率：山間部 (33.74) が第一位を占め、都市、純農村、海岸部が之に次ぎ、最上川沿岸及び小都市が最低を示してゐる。
- (2) 乳児死亡率：純農村 (20.61) が第一位を占め、小都市、山間部、海岸部が之に次ぎ、鶴岡市 (11.82) が最低位を示してゐる。
- (3) 一般死亡率：純農村 (25.14) が第一位を占め、最上川沿岸、山間部、鶴岡市が之に次ぎ、温泉地が最低を示してゐる。
- (4) 平均命数：0才より100才まで全部の平均命数を見れば、小都市、鶴岡市、温泉地が比較的長命であり、海岸部、最上川沿岸、純農村が之に次ぎ、山間部が最も短命である。次に5才まで及び15才までを除いた平均命数を見れば、海岸部が第一位を占め、山間部、鶴岡市、純農村が之に次ぎ、最上川沿岸が最低を示してゐる。
- (5) 死因病類別：
  - a. 脳出血は山間部が第一位を占め、純農村が之に次ぎ、海岸部及び温泉地が最低を示してゐる。
  - b. 全結核は鶴岡市が壓倒的に第一位を占め、温泉地が之に次ぎ海岸部、純農村が最低を示してゐる。
  - c. 二才未満の下痢腸炎は山間部が第一位を占め、純農村が之に次ぎ、鶴岡市が最低を示してゐる。
  - d. 肺炎は温泉地が第一位を占め、山間部、純農村、海岸部が之に次ぎ、鶴岡市及び小都市が最低を示してゐる。
  - e. 腎臓炎は鶴岡市が第一位を占め、温泉地が之に次ぎ、最上川沿岸及び山間部が最低を示してゐる。
  - f. 二才以上の下痢腸炎は純農村及び最上川沿岸に最も多く、鶴岡市、小都市、海岸部が之に次ぎ、山間部及び温泉地が最低を示してゐる。

#### 6. 月別出生率

三月に最も多く、二月、一月、九月、十月、四月が之に次ぎ、十二月が最低を示してゐる。又之を季節別にみれば春季に最も多く、冬季、秋季が之に次ぎ、夏季が最低を示してゐる。

#### 7. 月別死亡率

三月に最も多く、四月、一月、五月、九月、八月、七月が順次之に次ぎ、十二月、十一月が最低を示してゐる。又之を季節別に見れば春季に最も多く、夏季、冬季が之に次ぎ、秋季が最低を示してゐる。

#### 8. 出生率と一般死亡率との對比

出生率と一般死亡率を年次的に對比すれば、昭和十年に於いては、出生率 38.51、死亡率 19.37、自然増加率は 19.14 を示してゐるのに對し、昭和十五年に於いては出生率 35.03、死亡率 19.96、自然増加率は 15.07 と減少を見せてゐる。更に昭和二十年に於いては、出生率 24.15、死亡率 23.76、自然増加率は 0.4 と激減してゐる。従つて出生率よりも死亡率の多い町村も多數表はれ、黄金、齋、泉、横山、押切、八榮島、藤島、東榮、十六合八榮里、常萬、榮(東田川)、大泉(西田川)、大山、西郷、東郷、榮(西田川)等がその適例であり、しかもこれ等は殆んど農村に限られてゐる。

以上の如く、過去十ヶ年間に於て、急激に出生率は減少し、死亡率は増加して、昭和十年に於いては、全國平均よりもはるかに高率な自然増加率が、昭和二十年に於いては殆んど零となつてゐる、しかも田川地方は全國中空襲による被害殆んどなく、又有數の米産地として食糧事情には最も恵れた地方であるにも拘はらず、既に上記の如き現象を呈してゐるのであるから、他地方の保健状態の悪化は蓋し恐るべきものがあるのではなからうか。

## 補 遺

米の國庄内と云へば大部分は農村であつて、本報告もつまりは農村の統計とも云ひ得るもので、こゝに明示されてゐる様に、農村の保健状態が他地域よりも種々の點に於いて劣つてゐる事は誠に憂慮に堪へない所である。依つてここに農村衛生に對する所見を二、三述べて見やう。

### 田川地方の三大病類に就いて

田川地方の主要死因病類である腦出血、全結核、下痢腸炎の何れの疾病に於いても、その發病及び死亡の重要な因子は、豫防醫學の貧困と、衛生智識の不徹底とに基因する。

例へば、腦出血に於ては、内因的(遺傳)原因はあるにしても、激しい筋肉作業による過食、過勞、過飲酒が重大因子となつてゐる。

結核なども感染豫防、發病阻止、輕症治療と云ふ三大方針を行はうとしても、結核に對する無智識と過重勞働とが重大因子となつて、死の轉歸をとらせてゐる。

乳幼児に於ける下痢腸炎の高率死亡も、育兒智識の缺除と、育兒を擔當する母性の勞働時間の長く、しかも育兒に専念する時間の僅少なと、殊に農繁期の環境の悪條件が大きな影響を與へてゐる。即ち因襲的で保守的であり、育兒法にも授乳法にも、無智な祖父母、學童に委ねられて、いゝ加減に稀釋した米の粉等が栄養として無造作に與へられてゐる様な實狀が常に事態を惡化せしめてゐるのである。

### 保健衛生から見た農業經營

孰れの項目に於いても疾病に對する無智と、重勞作に依る過勞、又重勞作を余儀なくされてゐる社會的因子があり、其の社會的因子を除かずしては、如何に卓越せる豫防法を鼓吹したとしても、所詮は實踐に移されぬのである。

又育兒に就いての無智も、結核に對する認識の缺除も、歸する所は、一般生活文化の低さの現れである。従つて育兒智識のみを普及しようとしても、それを受け容れる素養に缺けてゐるため効果が薄く、又一般的に農民の經濟力の低下も住宅の改善、衣服の改良等の障害となつてゐる社會的因子である。

完璧なる豫防醫學は各種の施設と共に、文化水準を高め、農家の生産及び經濟面の向上を計らねばならぬ。

特に封建的な遺物が、制度にも頭腦にも濃厚に残存してゐる庄内の農村に於ける保健指導は、社會的部面の考慮なしには單なる醫學的な豫防活動のみに留り、多くの成果を期待する事は望み得ないであらう。

由來、庄内の農家は傳統的に稻作一本の耕作を行つてゐるが、天候が決定的に作用する農業に於いて、かゝる農業經營が果して妥當であらうか。若し一旦惡天候、暴風雨等に遭遇して、稻作の發育を阻害する事があれば、一年間の勞作は何等の收穫をも得ずして、たゞ貧困の度を増すのみとなる。

之に加へて平均二町歩の耕作によつて、一家族全部が過重勞働の連續のため、育兒や保健を顧る暇さへもなく、自己の身体を蝕ませ、治るべき結核をも、終には不治的なものに追ひ込ませ、發病させずにすむ腦出血をも發病させてしまひ、乳兒の生命をも犠牲にしてゐる。

この經營法の改められざる限り、米の國庄内の農民は過勞～疾病～貧困の連續を繰返しつゝ、遂には自滅の運命にたち到るであらう。

最近政府は、農業經營を機械化、電化、簡易工業の奨励等によつて農民の過勞を防止し、富力向上の計畫を樹立してゐるが、果してこれが、適切なる方法であらうか。

精米機、脱穀機、扱摺機、米選機などは、今も利用されてはゐるが、最も重勞働を必要とする馬耕、除草、刈入れ等を機械化する事は、昨今の社會狀勢に於いては實行不可能であらうし、又大規模の電化も到底望まれない事であらう。簡易工業なども指導を誤れば、傳統的美風たる庄内農魂を傷つける虞れが多分にあるであらう。

### 多角經營の推奨

私は保健上より見てこゝに農業の多角經營を推奨する。即ち耕地面積二町歩を所有してゐるならば、その一半は田

地として米の生産に當て、他の一半は畑地として蔬菜園、或ひは果樹園となし、或ひは養魚池を作る。又他面酪農を奨励して、乳牛、豚、山羊、家兎、綿羊等各種の家畜及び家禽を適當に導入し、所謂有畜農の確立を期し、乳、肉、卵、皮革、羊毛、毛皮などの畜産物の大増産と、乳幼児、病弱者への必需食糧の確保と、國民蛋白食糧の給源として、或ひは又衣服、工業原料、肥料として生活、産業乃至文化向上に資する方法を考へねばならないと思ふ。

この經營法によれば、半日農耕作によつて重労働を營むとしても、半日は果樹園作業或ひは家畜飼養等の、輕労働に従事するなど、仕事の組合せによつて、連続的重労働を爲すことなく、或ひは中労働に、或ひは輕労働に、勞力の適正分配が可能となり、従つて過勞の防止、氣分の轉換、能率の増進、榮養の改善などに多大の好結果をもたらすことになる。

斯くすれば、天候相手の稻作一本經營よりもはるかに危険性少く、収入も増加し、過勞の問題も解消し得るものと信ぜられる。

次に食生活の點について一言したいが、農家は牛馬の飼養料として糠が必要である爲め精米し過ぎる程の純白なる白米を食べ、而も鹽辛き漬物一つで満腹する迄に多量の飯を食べる。量は充分であるが、質を些も顧みぬ傾向が甚だ多い。米國進駐軍衛生局長サムス大佐は、日本に於ける結核の増加が特に著るしい理由として、その食生活に於い量は充分であるが、質を顧みぬ事に基因してゐる。須く肉類及び牛乳を飲用する様にと奨められてゐるが、誠に適切な教訓である。よつて當地方の山間部の如く、魚、蛋白食料が食膳に上る事の比較的少い地方に於いては、豆、菜種、胡麻等を多量に栽培して豆腐、油揚げの形で蛋白質及び脂肪を攝取せねばならぬことを忘れてはならない。

又庄内は冬期間野菜の不足を來たすので、その栽培法及び貯藏法にも充分研究の必要があらう。

更に農閑期には、薬工品、簡易木工を營ましめ、各種團体の指導者、保健婦、厚生委員、學校職員は此の期に各年齢層に呼びかけて補習會の開催、或ひは手技の指導啓蒙運動を行ひ、殊に保健衛生を含める一般文化運動を振興せしめて、文化水準の向上を圖らなければ、非衛生的な住宅及萬年床を改善しようとする、文化的な意慾さへも起り得ぬであらう。

#### 國民健康保險の改善運營と厚生會

尙、豫防醫學の實踐及び醫療方面についてあるが、既に現行の國民健康保險組合は同法第一條により、

「國保組合は相扶共濟の精神に則り、疾病、負傷、分娩又は死亡に關し、保險給付を爲すを目的としてゐる」

又同法第廿一條には下の如く規定してゐる。即ち、

組合は被保險者の健康を保持増進するため、左の施設をなす事を得

- 1) 疾病又は負傷の豫防に關する施設
- 2) 健康診斷に關する施設
- 3) 保養に關する施設
- 4) 其の他健康保持、増進に關する施設

以上の如く國民健康保險は、疾病治療と豫防醫學の二大方針によつて設立されたもので、強制加入と相俟つて醫師の自由選擇、醫療費負擔額輕減、隨時診療を手輕に受けられる點よりして、益々之を強化運營せしめる事が、最良の方策と信ずる。

現今の經濟界の不安定、物價騰貴に依る保險料金の値上りに伴ひ、無病世帯はその廢止を主張してゐる者もある様であるが、萬一此の保險制度を廢止するとすれ、是れに代るべき強力なる社會施設を政府では講じなければなるまい。そうした新機關に巨額の金を使ひ、保險料金以上の負擔を強うるよりも、現今の國庫補助金を三倍乃至五倍に増額しても國民保險組合を健全に發達、運營せしむる方が遙かに得策であると信ずる。被保險者も治病、豫防醫學の建前を深く認識して相扶共濟の精神を活かし、醫師會又是れに對して全幅の協力、支持をなさなければならない。

たゞ缺點であることは、各職域保險、共濟會組合保險、事業團体特定保險等の各様式の異なる手続きは、事務に不慣れな臨床醫家の等しく煩雜に堪えない所であるから、總べてを一元化し、地方事情、時代情勢に順應し、醫師會

とよく協定して、適正規定料金を定め、慣行料金を廢止し（保険受診證なきものは保険点数と同額にすること）醫師をして欣然と完全治療を爲さしむる様な制度にすべきである。

組合自体も亦、單に保険料金受領、診療費支拂事務にのみ没頭する事なく、常に豫防醫學に意を用ひ、少くとも季節的農繁期の保育所設置や、共同炊事の指導にあたるなどの必要があり、一面又、保健婦、保母の質の向上と量の増加とを圖らねばならない。

他面、市町村に於いても厚生會（假稱）を設立し、市町村長（國保理事長）が會長となり、醫師會員、保健婦、保母、産婆、看護婦、學校長、養護教諭、衛生吏員、國保組合職員、部落會長及び部落中にて厚生方面に理解ある有識にして活動性に富むもの數名を委囑して組織し、専ら公衆衛生方面を擔當せしめ、保健所、衛生課との緊密なる連絡の下に、衛生思想の向上、啓蒙に資するポスター、紙芝居、映畫、講演會等を開催し、或ひは、學校より兒童を通して家庭へ、或ひは、母親學級、女子青年會、主婦會、部落會等に於いて膝を交へて談笑の中に懇談指導する。

一面又、縣主催等にて保健婦、看護婦、衛生吏員、厚生委員の補習教育を隨時開催して、公衆衛生の智識を涵養せしめ、指導者としての資質の向上に不斷の努力を拂ふべきである。

更には乳幼兒檢診、結核家族の檢診、青少年の壯丁検査に代ふべき精密検査、性病、接客業者の檢診、ツベルクリン注射、BCG接種、その他各種傳染病の豫防注射、學校給食等に醫師會員を動員するなど、保健婦並に厚生委員の前衛的活動により、縦横の緊密なる連絡をとらしめ、有力且つ恒久性ある厚生會を作るべき必要がある。（終り）

二四散行

昭和二十四年九月十三日

福島縣教育委員會教育長

各出張所長殿

昭和二十四年度小學校教員臨時養成について

標記のことについて左記要項により学生の募集をするから管内各学校に連絡の上希望者は至急その手続をするよう取計らわれたい。

記

昭和二十四年度小學校教員臨時養成科学生募集要項

一 設置主体 福島大学 福島縣教育委員會 (共同設置)

二 設置場所 福島大学学藝学部内

三 開設期間 昭和二十四年十月から一ヶ年とする。但し授業は二十五年三月までとし残余の期間は地方における教育実習にあてるものとする。

四 募集人員 百名

五 應募資格 教育職員免許法附則第四項に該当する本縣内の現職小中學校助教諭

六 入学選抜方法及び受験者心得

一 應募者について福島大学学藝学部において入学試験(大学入学資格試験をふくめる)を行つてその入学者を決定するものとする

二 試験期日 九月二十四日(午前九時三十分から午後四時三十分まで)

三 試験科目 國語 社会 数学 理科(新制高校卒業程度の筆記試験を各科目につき

五十分の範囲で行ふ) 筆記試験終了後 個人面接を行う

四 面接 筆記試験終了後 個人面接を行う

五 試験当日の受付 受験者は当日午前九時までに学藝学部に出頭し受験票を受領すること

六 入学者発表 九月二十七日

七 開校期日 十月三日

八 入学志願手続 一 志願者は九月二十日まで次の書類をそろえて各出張所長に提出すること

イ 入学願書

ロ 履歴書

ハ 最終学校の卒業証明書 最終学年の成績証明書

ニ 医師の健康診断書

ホ 現在勤務学校長への承諾書

九 其の他

一 養成科学生については授業料を徴収しない。現職のまま入学させ大学における研修期間中は別に修学費補助を考慮する

二 養成科における教育課程を終了し「一般教養科目」及び「教科に関する専門科目」を十五単位以上「教取に關する専門科目」十五単位以上、並に「体育」一単位以上を修得した者は、教育職員免許法別表第一の規定によつて小學校教諭仮免許状が授與せられる

三 研修期間中の宿舎については各方面と折衝中であるが志願者各個人において見つけるようつとめること

公立學校建物水害被害状況調

福島縣

公立別	學校種別	學校名	所在地	設置者	罹災前 生徒数	罹災前 坪数	構造別	被害 面積	備考
公	高専	福島農業高専	福島市	福島縣	一九六八	二二三	木造瓦葺 平家建	六〇坪	ガ屋 ラス根
公	高校	信夫高校	郡山市	郡山市	一四三二	七四六	木造瓦葺 平家建	六〇坪	ガ屋 ラス根
公	高校	安積高校	郡山市	郡山市	六九四	二〇三八	木造瓦葺 平家建	二五〇坪	ガ屋 ラス根
公	高校	安積女子高校	郡山市	郡山市	二四七	一九八五	木造瓦葺 平家建	九五六坪	ガ屋 ラス根
公	高校	郡山商業高校	郡山市	郡山市	二二九	九七九	木造瓦葺 平家建	六〇坪	ガ屋 ラス根
公	高校	白河高校	白河市	白河市	二〇七	一六九五	木造瓦葺 平家建	四八六坪	ガ屋 ラス根
公	高校	白河女子高校	白河市	白河市	一六四	九六六	木造瓦葺 平家建	二二坪	ガ屋 ラス根
公	高校	白河農業高校	白河市	白河市	一六四	九六六	木造瓦葺 平家建	二二坪	ガ屋 ラス根
公	高校	金山分枝	金山村	金山村	三二六	一三八	木造瓦葺 平家建	九坪	ガ屋 ラス根
公	高校	岩瀬農業高校	岩瀬町	岩瀬町	八四〇	二二九	木造瓦葺 平家建	三六坪	ガ屋 ラス根
公	高校	棚倉高校	棚倉町	棚倉町	一三三	六六〇	木造瓦葺 平家建	一五坪	ガ屋 ラス根
公	高校	東白川農業高校	東白川町	東白川町	九三三	七三〇	木造瓦葺 平家建	六坪	ガ屋 ラス根
公	高校	田村高校	田村町	田村町	二四七	一五七五	木造瓦葺 平家建	九坪	ガ屋 ラス根
公	高校	田村農業高校	田村町	田村町	七三三	六九八	木造瓦葺 平家建	四七坪	ガ屋 ラス根





種別	番号	氏名	年令	現取名
教育長	5	青木喜八郎	45	教育委員会事務局
"	8	遊佐恭平	35	" 専門取員
"	11	安部丑亥	44	" 指導主事
"	15	窪田安貞	49	福島師範学校教授
"	16	田中新十郎	48	若松謹教小学校長
"	21	荒井心親	44	教育委員会事務局
"	30	渡辺保	41	全行政課主事
"	37	安井健夫	46	若松商業高等学校長
中等学校指導主事	又	伊藤良策	38	福島師範学校教官
"	11	鈴木忠雄	38	教育委員会専門取員
"	12	八島詮	40	教委専門取員(相馬)

	〃	〃	〃	初等指導主任	〃	〃	中等學校指導主任
	17	13	10	5	1	2	13
	遠藤 利美	長谷川 秀夫	西澤 長吉	緑川 篤郎	六角 英子	小島 大助	荒川 明
	36	39	42	35	25	33	33
	教委専門職員(相馬)	附属小学校教諭	教委専門職員	白河第一小学校教諭	福島市範教諭	西白河川崎小学校教諭	教委専門職員(相馬)

別紙二

教育職員の長期研修生名簿

科別	一修地	研修題目	勤務校名	氏名
教育一般	福島大学	新しい学校におけるカリキュラムについて	伊達、菅原小学校長	松浦 清
全	全	児童の知能とカリキュラムの編成	耶麻、轟多方小学校教諭	渡邉 平八
全	全	教育一般	田村、守山中(教諭)	槁本政吉
理科	東北大学	金属の化学	耶麻、轟多方中(全)	遠藤 ヒテ
全	全	金属の磁化による化学的物理的性質の変化	福島高校(全)	柴田宜教
全	全	金属に関する物性の実験的研究	会津女子高校(全)	佐藤壽樓
全	全	恒星の内部構造	磐城女子高校(全)	四家 ケイ
文科	福島大学	近代の言語と構造 中学校における英語科終業の実際	耶麻、駒形中(全)	大滝 志夫 赤城 茂利
全	東京教育大学	東洋史学の中、中国近代史学特に梁、啓超の史学	若松女子高校(全)	池田 豊
全	名古屋大学	語学、文学を通じてみた英米精神の本質について	平商高校(全)	山崎道雄

⑤

昭和二十四年九月十六日

福島縣教育委員會九月臨時會議案

目次

教育長報告事項

議案第一号 昭和二十四年度第一回教育長等講習會受講者  
について

議案第二号 事務局取員人事について

教育長報告事項

- 一 縣立田島農業高等学校女子部校舎掛下について
- 二 キヤイ颶風被害状況について
- 三 僻地教育振興研究会について
- 四 第一回教育職員長期研修生の派遣について(別紙ニ)

定時制の定額については一割増の見込である。なお巡回旅費を配當するそうです。

(九) 石原委員緊急提案

「新制高等学校入學準備教育の弊害排除について」  
◎本件については、事務局から通牒を出すと共に、入學選抜方法等の根本問題についても慎重に検討することとした。

休議 十時五分

再會 十時十五分

(秘密會)

(十) 議案第一號

昭和二十四年度第一回教育長講習會受講者について

○指導課長説明  
別紙の通り選考委員會で選考しましたので委員會の決定をねがいたす。

◎異議なく可決

(十一) 議案第二號、事務局職員人事について

○教育長説明

缺員で教育長が事務取扱をしていた社會教育課長として、社會教育主事今井豊藏氏を選考しましたので決定ねがいたい。

◎全員賛成可決

(十二) 雜件

1, 定員定額制に關し交渉代表として安藤、氏家兩委員とし九月下旬に上京することとした。

2, 次回委員會について  
十月六日七日を定例會とした

(十三) 閉會 十二時

以上

◎条件については、事務局にまかせる。

2, キテイ 風被害状況について

○行政課長 説明

縣立學校の建物の被害は別紙の通りであるが、小學校、中學校分はまだ集計ができていない。人畜の被害としては南會津の兒童三名のほか報告がない。

まとまつたら、縣側に災害復舊の追加予算を提案するつもりである。

3, 僻地教育振興研究會について

○行政課 猪狩主事説明

本年は、指導に重點をおきたい、九月末から十一月中旬にかけて各出張所主催とし管内僻地學校一、二ヶ所を會場として研究會を催す。

行政、指導、調査の三課から出張して指導助言したいと考えている。九月二十五日までに會場等決定のはず。予算は僻地旅費の本廳留置分を使用する。

4, 第一回教育職員長期研修生の派遣について

○調査課 荒井教諭説明

別紙のとおり十五日決定した。条件をあげ書類選考十六名、面接によつて十名とした。

決定後、文科の赤城茂利が病氣のため、教育一般の大瀧光夫を入れた。

5, 行政課長、緊急報告



本年は、指導に重點をおきたい、九月末から十一月中旬にかけて各出張所主催とし管内僻地學校一、二ヶ所を會場として研究會を催す。

行政、指導、調査の三課から出張して指導助言したいと考えている。九月二十五日までには會場等決定のはず。予算は僻地旅費の本廳留置分を使用する。

#### 4. 第一回教育職員長期研修生の派遣について

○調査課 荒井教諭説明

別紙のとおり十五日決定した。条件をあげ書類選考十六名、面接によつて十名とした。

決定後、文科の赤城茂利が病氣のため、教育一般の大瀧光夫を入れた。

#### 5. 行政課長、緊急報告

「小學校教員臨時養成について」別紙

「初任給・昇格・昇級についての政令」別紙

#### (八) 安藤委員緊急報告

「定員定額について文部省との折衝状況」

内藤庶務課長、課員、唐司、泉田氏にも交渉陳情した。

定額についての計算は全國の三分の一位まで進んでいる状況で明確な數字は九月末まで明かにならない。

定時制高等學校については、本縣の一二三名減は全國的に見て良い方なので増員の見込がない。

福島縣教育委員會九月臨時會會議錄

一、場所 福島縣教育委員會室

二、日時 昭和二十四年九月十六日午前九時より

三、出席した委員

委員長 新城猪之吉 副委員長 石原三起子

一番 木村守江 三番 松崎 誠 四番 氏家義之

五番 安藤 武

四、缺席した委員

二番 蓮沼龍輔

五、説明のため出席した職員

教育長 小野左恭 秘書室長 榎田三郎 係 鈴木彦衛

行政課長 渡邊 隣 主事 猪狩不二男

主事 浦井芳藏

調査課長 佐藤勝海 教諭 荒井正親

指導課長 長谷川壽郎

社會教育課主事 古川榮一 主事 今井豊藏

六、議事内容及經過

(一) 開會

(二) 日程の決定

(三) 議題の上程

(四) 前同會議録の朗讀 — 承認

(五) 今回署名人の決定

六、議事内容及經過

(一) 開會

(二) 日程の決定

(三) 議題の上程

(四) 前回會議錄の朗讀——承認

(五) 今回署名人の決定

四番 氏家義之 五番 安藤 武 副委員長 石原三起子

(六) 記録係の指名

(七) 教育長報告事項

1、縣立田島農業高等學校女子部校舎拂下について

○行政課長 説明

長期にわたり問題が解決しなかつたので、行政課長が九月五日出張調査懇談した。約二百五十坪の校舎は完成した。水道・ガラス電燈・たたみ・排水等が不備であるが、災害のためおくられている地元の協力によつて解決できる見込である。

教育長	小野左恭	秘書室長	榎田三郎	係	鈴木彦衛
行政課長	渡邊 隣	主事	猪狩不二男		
主事	浦井芳藏				
調査課長	佐藤勝海	教諭	荒井正親		
指導課長	長谷川壽郎				
社會教育課主事	古川榮一	主事	今井豊藏		

376

福島県立小中言身言部



二四教秘

昭和二十四年九月二十日

福島縣教育委員入會日教育長



福島民事部 民向教育部長 殿

教育委員入會九月臨時會記録送付に付て

標記に付て 九月十六日の記録を別紙に付し

送付いたします。

福島縣教育委員會事務局

From: Prof. Board of Education Superintendent  
 To : CE section chief, FCAT  
 Date: 19 Sept.  
 Subject: Report of Board of Educ. activities of September

1. Past activities (20 August to 19 Sept.)
  - a. Board of Education September regular meeting  
 2 Sept., from 3:00 to 3 Sept. (already reported)
  - b. School inspection  
 14, 15 Sept. (annex)
  - c. Board of Education September special meeting  
 16 Sept. (will report later)
2. Future activities (20 Sept. to 19 Oct)  
 6, 7 October

#### Board of Education Inspection Schedule

14 Sept. Assemble at Board of Educ. room, 12:00  
 Start (automobile)- 12:30  
 Yanagawa USS - 1:20-2:20  
 Yanagawa LSS- 2:20- 3:00  
 Yasuhara USS- 3:20- 4:00  
 Yashhara LSS- 4:00- 4:40  
 Arrive at Fukushima - 5:00  
 Dismissal- 6:00

15 Sept. Assemble at Board of Educ. room - 9:00  
 Start (car) - 9:20  
 Adachi USS - 10:30- 11:00  
 Adachi Girls USS- 11:10-12:00  
 Fukushima 6th SS- 1:10- 1:40  
 Shinoba Agric. USS - 1:50- 2:10  
 Fukushima USS- 2:20-2:50  
 Fukushima Girls USS- 3:00- 3:30  
 Fukushima Commercial & Technical USS - 3:40- 4:10  
 Fukushima Agric. & Sericultural USS- 4:20- 4:50  
 Fukushima Blind & deaf school - 5:00- 5:30  
 Dismissal - 6:00

4.9

- d. Delegate to be sent for IFEL course  
Explained by Arai in Research Section. It was decided on 15 Sept. (as annex) and 16 persons selected by the paper examination and 10 out of 16 were decided after individual conference. Due to Akagi's sickness, Otaki was taken in.
- e. Following reports were made by Administration Section chief about temporary elementary school teachers training institute Government order in regards to first salary and promotion
8. Report by Ando  
Contacted Montusho (Naite, business affairs chief and two officials) about the fixed number and fixed salary of teachers.  
Definite figure will be made clear by the end of Sept. \_\_\_\_\_  
  
About part time koto-akko shortage of 123 teachers are fairly good condition so there is no possibility of increase. Fixed salary for part time school teachers will increase 10% and transportation for circulation will be paid also.
9. Suggestion by Ishihara  
About the prevention of obstacles in the preparation for entrance examination to the USS. It was decided that instruction will be sent from Secretariat and fundamental problems such as method of examination etc. will be discussed carefully.  
  
Recess: 10 min.  
Reopened 10:15  
  
(Secret meeting)
10. Bill #1  
Guidance Section chief explained about the delegates for superintendent's course (IFEL course) and all approved.
11. Bill #1  
About the personnel matter in Secretariat, Ono superintendent explained that he selected Inai as Social Education section chief and all approved.
12. Miscellaneous
  - a. It was decided that Ando and Ujiiie will go to Tokyo to contact Montusho about fixed number and fixed salary system in the later part of September.
  - b. Next regular meeting was decided to be held on 6, 7 October.
13. Closing: Noon

Attachment to the advance report of October session of Pref. Board of Education

Date: 30 Sept. 1949  
From: Superintendent of Education  
To : CE chief, FCAT

We enclose the following attachment to the bills to be deliberated at the October regular session of Pref. Board of Education. The rest of attachments will follow as soon as they are drafted.

-----  
Draft Rule regarding the name list of applicants for educational civil service workers

Article 1. Matters relating to the registry book of applicants in this Prefecture for educational civil service workers that Pref. Board of Education handles, are ruled by this regulation.

Article 2. Those who apply for educational civil service shall submit a written form shown in the separate sheet.

Article 3. The form of the registry book shall be that shown in the separate sheet.

Article 4. The applicants registered lose the right for candidacy or in case the person's qualification becomes invalid.

Article 5. The applicants and other persons concerned can peruse the registry book, if they request.

Article 6. The superintendent will make other regulations concerning the enforcement of this regulation, if necessary.

Appendix: This regulation takes effect on and after 12 Jan. 1949

Translation of forms is omitted.

Attachment 2: A partial amendment of School Education Law Enforcement Regulation (promulgated by Prefecture on November 1948)  
The word "Governor" found in Articles 1, 3, 5, paragraph 2; Article 5, Paragraph 5; Article 9 and Articles 13, 16 and Form 3 is changed to "Board of Education"  
Articles 4 and 17 and Form 2 are abolished.

Appendix: This amendment is effective on and after November 1, 1948.

Note: This amendment is necessary because the educational affairs were transferred from Pref. to Board of Education in November last.

Attachment 3 Draft of Board of Education policy for personnel affairs of educational civil service workers to be applied at the end of 1949 school year.

1. Public school principals and teachers' appointment and discharge are made by Pref. Board of Education in accordance with the provision of Educational Civil Service Workers' Law with its authority invested by and by its responsibility assumed by Pref. people. The said appointment and discharge are made by Board of Education by Superintendent's recommendation.
2. Until the time when city, town and village boards of education are organized, public school principals and teachers in cities towns and villages are appointed or discharged by Pref. Board of Education.
3. The principle is to increase educational efficiency by placing capable teachers in proper positions. To realize the principle, evaluation of them and good observation of schools are required. As it is, it is difficult to entertain all desires by teachers for their positions, but their living circumstances should fully be considered for appointment and transfer.
4. Equal level of teaching efficiency of each school is the keynote for the organization of teacher staff. At the same time, fair assignment of good teachers to isolated schools must be carried on.
5. School principals' opinions regarding their teacher organization will be fully taken into consideration. Therefore, principals are requested to submit at the school year end, their school teacher organization plan with their explanatory notes. The statement by USS principals shall be sent to Administration Section directly and that by elementary and LSS principals to Administration Section through Branch Secretariat.
6. As Secretariat wishes to satisfy desires about new positions, the name of schools are to be stated by the applicants and by teachers at the school year end when the latter want to be transferred. Possible consideration will be given to satisfy their desire.
7. Interchange of teachers among elementary, LSS and USS will be tried as much as possible.
8. According to regulation concerning the registry book of teacher candidates, complete information of them is to be kept on file. Regarding teachers, superintendent will determine the personnel change and regarding principals, Pref. Board of Education by Superintendent's recommendation, will determine the personnel change. Appointment and discharge of assistant teachers and part time teachers, Branch Secretariat chief will make decision of them.
9. Procedures
  - (1) Administration Section will make investigation into the teacher organization of all schools (deadline by the end of January)
  - (2) Make principals and teachers submit statements expressing desire of changing schools or retiring (by Jan. 20)
  - (3) Make school principals submit statement about their new teacher organization plan (by the end of January)



- (4) Superintendent's recommendation plan of school principals' changes and new appointment are completed, and after it is approved by Board of Education, is secretly notified to the principals.  
(This approval will be obtained at Board of Education Feb. session)
- (5) Conference between Administration Section officials and school principals about teachers' personnel affairs (during February)
- (6) A draft plan of teacher personnel changes made by Branch Secretariat is submitted to District Conference (during February)
- (7) After deliberation at the Pref. level conference, the final plan is sent to superintendent for approval.
- (8) After Board of Education's approval, official letters for appointment and discharge are sent to those concerned.

(大)

二四教科  
昭和二十五年九月十九日

福島縣教育委員会



福島民事部・民向教育部長殿

教育委員会事業報告について

昭和二十五年九月分標記の事業について左記の通り報告いたします。

記

福島縣教育委員会

教育委員会事業報告

A. 8月20日から 9月19日まで 成就した事業

1. 教育委員会 9月定例会

9月2日午後3時から 3日まで

(記録報告のみ)

2. 学校視察

9月16日 15日 16日

775013

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDG NO.

昭和二十二年九月二十一日  
福島県教育委員会  
教育委員會事業報告

記

福島縣教育委員會

教育委員會事業報告

A. 8月20日から 9月19日まで1に成就した事業

1. 教育委員會 9月定例会

9月2日午後3時から 3日まで

(記録報告済み)

2. 学校視察

9月14日、15日の両日

(別紙の通り)

3. 教育委員會 9月臨時會

9月16日

別途送付  
(記録整理済)

B. 9月20日から 10月19日まで1に成就した事業

1. 教育委員會 10月定例会

10月6日、7日の二日間

教育委員會視察日程

月日	視察學校	時刻	視察時間	連絡係員
9月 14日 (水)	教育委員會室集合	12時		
	出 発 (自動車)	12.30		
	○ 梁川高校	13.20 ~ 14.20	60分	加藤 行政課 <del>青木</del>
	○ 全小・中学校	14.30 ~ 15.00	30分	)
	○ 保原高校	15.20 ~ 16.00	60分	秘書室長
	○ 全小・中学校	16.00 ~ 18.30	40分	
	福島 着	17. <del>00</del>		
	散 会	18.00		
15日 (木)	教育委員會室集合	9.00		
	出 発 (自動車)	9.20		
	○ 安達高校	10.30 ~ 11.00	30分	行政課 評長 <del>青木</del>
	○ 安達女子高校	11.10 ~ 12.00	50分	
	○ 福島第六小校(聾合中)	13.10 ~ 13.40	30分	秘書室 鈴木

○信夫農高校	13:50 ~ 14:10	20分	行政課 鈴木
○福島高校	14:20 ~ 14:50	20分	秘書室長
○福島女子高校	15:00 ~ 15:30	30分	行政課 加藤
○福島商工高校	15:40 ~ 16:10	30分	行政課 風間
○福島農蚕官校	16:20 ~ 16:50	30分	行政課 <del>青木</del> (青)
○福島盲聾学校	17:00 ~ 17:30	30分	行政課 猪狩
解散	18:00		

- 備考 ① 乗用車1台使用の右の乗車は教育委員右けし 視察学校へ連絡係として上記日程の右端欄の通り事務局員を配す。
- ② 連絡係は教育委員の到着時刻を学校に充分連絡すると共に、終了出発の時刻を守る事。

議案第 号

社會教育委員に關する人事について

(別紙)

昭和二十四年十月六日提出

福島縣教育委員會教育長小野友恭

議案第 号

教育私負免許状の授與・検定書換及び函交付  
手数料係例案の撤回に關する件

昭和二十四年十月六日提出

教育長 小野 左 恭

議按第 号

學校教育法施行細則の一部改正按

第一条、第三条、第五条第二項、第九条第五項、第十三条、第十六条及び様式第三号中「知事」と「教育委員会」に改める。

第四条、第十七条及び様式第二号削除

附 則

この規則は昭和二十三年十一月一日から適用する。

昭和二十四年十月六日提出

福島縣教育委員会教育長小野左恭



二四教社

昭和二十四年九月三十日

福島県教育委員会 教育



福島民部民向教育部長 殿

十月定例教育委員會議案内容に於て

標記に於て 別紙の通り 報告致します。

なお 四月二十五年人事方針案 の件については

未下主案のままでございまして報告致します。

備考 内 僻地教育振興協成会設置に於て は 教育

長報告事項といたします。送付いたしません。

福島縣教育委員会事務局

# 教育公務員採用志願者名簿に関する規則案

第一條 福島縣教育委員會（以下教育委員會という。）の所管に係わる教育公務員の採用志願者名簿（以下名簿という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

第二條 教育公務員の採用を志願しようとする者は、別記様式第一号により、これを教育委員會に願出なければならぬ。

第三條 名簿は別記様式第二号による。

第四條 名簿は記載後一箇年を経過したとき、又は欠格者となったときは、その効力を失う。

第五條 名簿は、志願者その他関係者から請求があつたときは、これを簡覽させることができる。

第六條 この規則に定めるものの外、この規則の施行に關し必要な事項については、別に教育委員會教育長が定める。

## 附 則

この規則は、昭和二十四年一月十二日から適用する。

様式第一号

### ○ ○ 採用志願書

○ ○ 学校教員（長園長を含む）に採用して戴きたいから別紙書類を添えてお願ひします。

年 月 日

住 所

氏 名

名

印



添付書類五の様式

教育公務員採用調書

福島県教育委員会事務局

1. 氏名並生年月日

2. 任所

3. 希望する取種並勤務地 (取種については教育長指導主事、学校種別については校長、教員等)

	第一希望	第二希望
取種		
就取学校		
勤務地		

4. 家庭の状況 (該当する方を○でかこむ)

(イ) 配偶者 有る、ない。 (ロ) 家族構成人員 人。 (ハ) 扶養人員 人。

(ニ) 子供 人。 ない。

5. 教育公務員としての経験 (該当するものの頭に○をつける)

現に教育公務員である。

かつて教育公務員であった。

経験なし。

6. 学校教育関係の一切 (年度順に詳細記載のこゝ、欄不足の際は紙を貼付すること)

学校名	学部科名	所在地	期 間	年 限	卒業中退の別
			年月～年月		
			年月～年月		
			年月～年月		
			年月～年月		

7. 受得した免許状、合格した試験、獲得した資格称号等をかき。

年 月 日	種 類	年 月 日	種 類

取 種		
就取学校		
勤務地		

4. 家庭の状況 (該当する方を○でかこむ)

(い) 配偶者 ある、ない。 (ろ) 家族構成人員 人。 (は) 扶養人員 人。  
 (に) 子供 人。 ない。

5. 教育公務員としての経験 (該当するものの頭に○をつける)

現に教育公務員である。

かつて教育公務員であった。

経験なし。

6. 学校教育関係の一切 (年度順に詳細記載のこゝ、欄不足の際は紙を貼付すること)

学校名	学部科名	所在地	期 間	年 限	卒業中退の別
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		

7. 受得した免許状、合格した試験、獲得した資格称号等をかく。

年 月 日	種 類	年 月 日	種 類

8. 専攻した学科又は得意な科目名をかく。

第 一	第 二	第 三	第 四

9. 研究論文又は著書があつたらうかく。(月日誌に掲載した場所、掲載した書名をかく)

DECLASSIFIED E. O. 12065 SECTION 3-402 / NNDC NO. 775013

10. 今までの一切の取務上の経験を年月日順にかく。(就取したここのない人は「なし」を○でかくむ)  
なし。

勤務先	取務期間		取務内容	待遇 (級号俸額)	休退取理由
	年月～	年月			

11. 次の質問について該当するものを○で囲む。(但しある場合は例の余白に申分をかくこと)

- (イ) 禁治産や準禁治産の宣告をうけたことがあるか。      ある。      ない。
- (ロ) 禁錮以上の刑に処せられたことがあるか。      ある      ない。
- (ハ) 免許状取上の処分をうけたことがあるか。      ある。      ない。
- (ニ) 日本国憲法施行の日以後において政党団体に加入しているか。      いる。      いない。
- (ホ) かつて懲戒をうけたことがあるか      ある      ない。
- (ヘ) 恩給又はこれに類する給付をうけているか。      いる。      いない。
- (ト) かつて身体上に大きな障害をうけたことがあるか      ある      ない。
- 上の場合で (イ) に該当するも現在異状ないか。      ある      ない。

\*注意、記載事項に不正があると教育公務員として採用される資格を失うことがある。

上に記載した事項が真実で且つ正確であることを私はここに確言する。

昭和 年 月 日

氏 名 (印)



二四ね社

昭和二十五年十月十四日

福島県教育委員会会長



福島県教育委員会事務局

福島県民部、民内教育部長殿

教育委員会十月定例会記録について  
標記について十月六日七日の定例会議の記録  
を別紙の通り報告いたします。

福島縣教育委員會十月定例會會議錄

(第一日)

一、場所 福島縣教育委員會室

二、日時 昭和二十四年十月六日午後一時より

三、出席した委員

委員長 新城猪之吉 副委員長 石原三起子

一番 木村守江 二番 蓮沼龍輔 三番 松崎 誠

四番 氏家義之 五番 安藤 武

四、缺席した委員 なし

五、説明のため出席した職員

教育長 小野左恭 秘書室長 榎田三郎 係 鈴木彦衛

行政課長 渡邊 隣 主事 遊佐 惠 主事 青木喜八郎

主事 猪狩不二男 主事 浦井芳藏

調査課長 佐藤勝海 主事 渡邊利一

指導課長 長谷川壽郎

六、議事内容及經過

社會教育課長 今井豐藏 主事 古川榮一

(一) 開會

(二) 日程の決定

(三) 議題の上程

(四) 前回會議錄の朗讀承認

五、各委員の決定



*year college graduates*

行政課長 渡邊 隣 主事 遊佐 惠 主事 青木喜八郎

主事 猪狩不二男 主事 浦井芳藏

調査課長 佐藤勝海 主事 渡邊利一

指導課長 長谷川壽郎

社會教育課長 今井豐藏 主事 古川榮一

六、議事内容及経過

(一) 開 會

(二) 日程の決定

(三) 議題の上程

(四) 前回會議録の朗讀承認

(五) 今回署名人の決定

一番 木村守江 二番 蓮 沼龍輔 三番 松崎 誠

(六) 記録係の指名

(七) 教育長報告事項

1. 初任給昇級昇格の實施細目の解釋について

○ 行政課 浦井主事説明

初任給の改正で専三卒を例にとれば五級七號であつたのが五級五號となつた。約二百三十圓低くなつた。

昇級、昇格は變りがない。

九月一日から實施したが新採用教員がほとんどないので被害は

2、

lumerus

ない。

2、大沼郡永井野中學校火災責任者の處置について

## ○行政課長説明

六月十九日午後七時十分頃二階から發火、二教室五十坪百三十萬圓の損害であつた。

この事件は原因について警察側では漏電と見ているし校長や教職員がすぐ駆けつけて機敏に消火につとめているし處分はしないでも宜しいかと思つている。

3、耶麻郡熊倉中學校生徒の事故發生について

## ○行政課長説明

九月十五日作業を中止している時間で教師も生徒も休んでいた時に、いたずらによつて起つた被害である。

三年生一名即死、一名鎖骨上、**膊**骨の骨折で重傷、前にも同様のことが縣下にあり嚴重に注意しておいたのであるから譴責が減俸を考へているが處分案はあらためて提案します。

4、教員組合専従職員の手當支給停止について

## ○行政課長説明

専従職員に縣からの諸手當を支給してならなくなつた。六月九日以前にはふれないものと解釋して、その後支給した分の返済を通知してある。

◎支給した分の返済はむづかしからうから、何とか方法を研究して見ることにした。

2、

## ○行政課長説明

九月十五日作業を中止している時間で教師も生徒も休んでいた時に、いたずらによつて起つた被害である。

三年生一名即死、一名鎖骨上、**膊**骨の骨折で重傷、前にも同様のことが膝下にあり嚴重に注意しておいたのであるから譴責が減俸を考へているが處分案はあらためて提案します。

## 4. 教員組合専従職員の手當支拂停止について

## ○行政課長説明

専従職員に縣からの諸手當を支給してならなくなつた。六月九日以前にはふれないものと解釋して、その後支給した分の返済を通知してある。

◎支給した分の返済はむづかしからうから、何とか方法を研究して見ることにした。

5. 青年學校教員養成所、實業補習學校教員養成所卒業生の資格認定について

## ○行政課長猪狩主事説明

別紙の通り措置したら、現在までに五十數名の申請を受けている。

6. 教育職員免許法施行令について

## ○行政課 猪狩主事説明

▽ 別紙の通り政令三三八號九月十九日付によつて檢定料、再交付料、書換料が決定された。

3.

7, 喜多方商工高等學校失火について

○ 行政課長説明

九月二十日午後一時半、床板一坪腰板九平方尺、戸棚半分を焼いた事件で原因は生徒のタバコのかくれのみらしい。学校長は戒告を考えている、生徒の處置は学校長にまかせている。

8, 北部教育委員協議会の概況について

○ 楠田秘書室長説明

九月二十日、副委員長、行政課長、と同行北海道札幌市で會合、出席約四十名、十件の重要問題について政府に要望書を提出することとし、十四件について懇談並に資料の交換を行つた。詳細は別冊記録によつて御覽ねかいます。

9, 高等學校通學區域設定中間報告

○ 調査課長説明

中間報告である。詳細別紙の通りです。

10, 一道七縣調査主管課連絡會議について

○ 調査課長説明

十月二十七、八日の兩日福島縣が會場となり開催される。

11, 四市高等學校防災害調査について

○ 調査課長説明

四市の學校を調査したが地震、火災、暴風等に対しての防災設備状況は不備が多い。

12, 高等學校男女共學實態調査について

○ 調査課長説明

別紙の通り調査したが三月の世論調査の項目より大々進歩

3.

7, 喜多方商工高等学校失火について

○ 行政課長説明

九月二十日午後一時半、床板一坪腰板九平方尺、戸棚半分を焼いた事件で原因は生徒のタバコのかくれのみらしい。学校長は戒告を考えている、生徒の處置は学校長にまかせている。

8, 北部教育委員協議會の概況について

○ 楠田秘書室長説明

九月二十日、副委員長、行政課長、と同行北海道札幌市で會合、出席約四十名、十件の重要問題について政府に要望書を提出することとし、十四件について懇談並に資料の交換を行つた。詳細は別冊記録によつて御覽ねがいます。

9, 高等学校通學區域設定中間報告

○ 調査課長説明

✓ 中間報告である。詳細別紙の通りです。

10, 一道七縣調査主管課連絡會議について

○ 調査課長説明

十月二十七、八日の兩日福島縣が會場となり開催される。

11, 四市高等学校防災害調査について

○ 調査課長説明

四市の學校を調査したか地震、火災、暴風等に対しての防災設備状況は不備が多い。

12, 高等学校男女共學實態調査について

○ 調査課長説明

✓ 別紙の通り調査したが三月の世論調査の項より大きい進歩が認め

3.

○古川主事宛月

9. 高等學校連合会定期調査の中間報告

○調査課長説明

✓ 中間報告である。詳細別紙の通りです。

10. 一道七縣調査主管課連絡會議について

○調査課長説明

十月二十七、八日の兩日福島縣が会場となり開催される。

11. 四市高等學校防災害調査について

○調査課長説明

四市の學校を調査したか地震、火災、暴風等に対しての防災設備状況は不備が多い。

12. 高等學校男女共學實態調査について

○調査課長説明

✓ 別紙の通り調査したが三月の世論調査の頃より大きい進歩が認められる。

13. 實驗學校研究學校長打合會について

○調査課長説明

九月二十九日、三十日の兩日、分室に於て指導課と協力して反省や計畫やよく打合をした。

14. 教育委員會成立一周年記念事業について

○調査課長説明

文部省からの指導もあり、實施案をつくつたが明日協議していただいて、意見をまとめた。

4

休議 午後二時二十分  
再會 二時三十分

15、昭和二十五年使用教科書採擇について

○指導課長説明

✓ 詳細は別表によりますが、展示した教科書数は小——一八八、  
中——三一四、高——一四七冊。採擇された割合は小——文部省  
七割、検定三割、中——文部省五割、検定五割、高——文部省一  
割検定九割です。

16、文樂座人形浄瑠璃公開について

17、近衛秀麿交響樂團演奏會開催について

18、ゲーテ生誕二百年記念講演演劇開催について

○社會教育課古川主事説明

三件とも大好評裡に終了した。経理も成功であつた

19、讀書週間行事について

○古川主事説明

別紙の通り計画しましてポスター圖案、作文に教育委員會賞を與

えたいと思います。

20、福島縣合唱コンクール賞授與について

21、福島縣素人歌手のど自慢コンクール賞授與について

22、青少年指導者講習會について

23、青年學級について

○古川主事説明

9、高等學校進級試験

4

近衛秀磨交響樂團演奏會開催について  
18、ゲーテ生誕二百年記念講演演劇開催について

○ 社會教育課古川主事説明

三件とも大好評裡に終了した。經理も成功であつた  
19、讀書週間行事について

○ 古川主事説明

別紙の通り計畫しましてポスター圖案、作文に教育委員會賞を與

えたいと思います。

20、福島縣合唱コンクール賞授與について

21、福島縣素人歌手のど自慢コンクール賞授與について

22、青少年指導者講習會について

23、青年學級について

○ 古川主事説明

24、六三建築國家予算獲得運動について

○ 行政課長説明

前回の委員會の意向にもとづいて事務局として活動を始めたのは  
①委員會名で政府議會等各方面に電報を打つたこと  
②町村長會長に協力を願つて有力者の署名運動を起したこと。

署名は十月十日期限で事務局にあつまるのでこれをどう活用するかについては明日協議していただきます。

25、僻地教育振興協議會について

○ 指導課長説明

僻地教育の振興のためには縣會その他學識經驗者等から援助を得



*will review that*

5

る部面が必要なので協議會を計画しているが立案が充分でないし委員の方々の意見を伺つて決定したいと思つてゐる。

26 諸陳情について

○秘書室長説明

✓十七件を別紙の通り十一にまとめて、呈覽いたします。

◎結論

① 不採擇

② 採擇 調査研究すること

③ 教組本部に廻付のこと

④ 採擇 要望に副うべく努力中である。特殊な事情のある學校

については善處する。

⑤ 採擇 事務局に一任する

⑥ 採擇 事務局に一任する

⑦ 採擇 調査研究中である

⑧ 採擇 よく研究して善處

⑨ 採擇 事務局に一任する

⑩ 採擇 事務局に一任する

⑪ 保留

休議 三時二十五分

再會 三時四十分

(八) 蓮沼委員の緊急動議により採擇の後日程の変更を決定し、議案第二

號から議案第五號までを本日の日程に繰上げ、議案第一號を明日に

延期した。

educational civil service law

5

については善處する。

⑤ 採擇 事務局に一任する

⑥ 採擇 事務局に一任する

⑦ 採擇 調査研究中である

⑧ 採擇 よく研究して善處

⑨ 採擇 事務局に一任する

⑩ 採擇 事務局に一任する

⑪ 保留

休議 三時二十五分

再會 三時四十分

(八) 蓮沼委員の緊急動議により採擇の後日程の変更を決定し、議案第二

號から議案第五號までを本日の日程に繰上げ、議案第一號を明日に

延期した。

(九) 議案第二號

教育公務員採用志願者名簿に関する規則案

○青木主事説明

教育公務員特例法が一月十二日施行され、本規則は三月末には整

備されなければならなかつたのであるが今までおくれていた、そ

れで和歌山、宮城等の規則を参考として立案した。

◎異議なく可決

一(五) 議案第三號

學校教育法施行細則の一部改正案

## ○行政課長説明

私立學校、各種學校の所管は知事であるからこれを細則からのぞき、その他は本來教育委員會の規則であるべきであるから、知事名の個所を委員會名に改めたのである。

○異議なく可決

## (二) 議案第四號

昭和二十四年度末教育公務員人事方針案

○青木主事説明

◎立案計書のよう早期からはじめ年度末になつて業忙をきわめぬよう希望を付して可決

## (三) 議案第五號

教育職員免許狀の授與、檢定、書換及び再交付手数料、條例案の撤回に關する件

○行政課長説明

政令第三百三十八號が出たので、八月定例委員會の議決を得た本件の撤回をしたい。

◎可決、決定

散會 午後四時五十分

(第二日)

一、開會 午前九時三十分

二、場所 前日に同七

三、全委員出席

(三) 議案第五號

教育職員免許狀の授與、檢定、書換及び再交付手数料、條例案の撤回に關する件

○ 行政課長説明

政令第三百三十八號が出たので、八月定例委員會の議決を得た本件の撤回をしたい。

◎ 可決、決定

散會 午後四時五十分

(第二日)

一、開會 午前九時三十分

二、場所 前日に同じ

三、全委員出席

四、議事内容及経過

(一) 議案第一號

昭和二十四年度教育費追加予算案

○ 行政課長説明

本議案はまあ議題というよりも事務局の一應の考をまとめて、委員會の参考に資するといふ程度で提案しました。議決というよりは、結論的なものをお示しねがつて、縣財務當局と折衝にかゝりたいと存じます。

なお十六日までに委任代表か全委員が知事と相談して額を決めて

7

下さい。

社會教育課の予算については古川主事説明

總額 四〇八萬四〇八六圓でその内譯の主なもの

圖書館費 一一〇萬六五七三圓

青少年指導者講習會派遣旅費 九萬八一五八圓

社會教育委員設置費 二九萬三五三〇圓

視覚教育費 一三二萬〇〇〇〇圓

縣体育大會冬季大會費 四四萬四六五〇圓

縣營スキー場施設費 四二萬七四五五圓

國体冬季大會派遣費 一九萬八七二〇圓

國寶及重要美術品調査保存費 一四萬四〇〇〇圓

調査課の予算については渡邊利一主事説明

總額 九六萬五一二〇圓でその内譯の主なものは

調査課分室の職員手當 一二萬〇〇〇〇圓

實驗、研究學校の助成金 二二萬二〇〇〇圓

教育巡回文庫費 五〇萬七一二〇圓

教委成立一周年記念事業費 一一萬六〇〇〇圓

行政課の予算については遊佐主事説明

總額 五一二萬〇八五六圓でその内譯の主なものは

出張所の燃料費 八萬四〇〇〇圓

高校災害復舊費 一六六萬三六二〇圓

内郷高校修繕模様替費 一〇四萬九〇〇〇圓

喜多方高校模様替費 二〇萬〇〇〇〇圓

7

國體冬季大會派遣費

國寶及重要美術品調査保存費

調査課の予算については渡邊利一主事説明

總額 九六萬五一二〇圓でその内譯の主なもの

調査課分室の職員手當

實驗、研究學校の助成金

教育巡回文庫費

一九萬八七二〇圓

一四萬四〇〇〇圓

一二萬〇〇〇〇圓

一二萬〇〇〇〇圓

二二萬二〇〇〇圓

五〇萬七一二〇圓

教委成立一周年記念事業費

行政課の予算については遊佐主事説明

總額 五一二萬〇八五六圓でその内譯の主なもの

出張所の燃料費

高校災害復舊費

内郷高校修繕模様替費

喜多方高校模様替費

郡山女子高校校庭擴張費

小名濱水産高校實習設備費

高校防火設備費

出張所備品費

新制中學校整備事務費

休議

再會

一〇時四〇分

一〇時五〇分

一一萬六〇〇〇圓

八萬四〇〇〇圓

一六六萬三六二〇圓

一〇四萬九〇〇〇圓

二〇萬〇〇〇〇圓

五八萬〇〇〇〇圓

五五萬一六五〇圓

九五萬〇〇〇〇圓

三四萬四〇〇〇圓

一一萬七〇〇〇圓

○安藤、蓮沼兩委員

單價を決める際等には各課の間でよく連絡し合うこと。

8

それから各課の重點を説明してもらいたい。

○古川、渡邊、遊佐各主事

社會教育課では、圖書館、青少年指導者講習費、視覚教育費が重點です。

調査課では調査課分室の職員手當と實驗學校研究學校の助成金です。

行政課では全体がほしいので減額するとすれば全部から少しづつ減らすよりほかない

○蓮沼委員

教職員の寒冷地手當を予算化してもらいたい。

◎全員異議なし

○遊佐主事

研究立案します。

○安藤委員

自動車修繕約三十萬を計上せよ

◎全員異議なし

○遊佐主事

立案します

○松崎委員

防火設備の一つとして貯水槽を校内に設けたらどうか

○行政課長

研究して見ましよう

○以上の諸議をもととして事務局が財務當局と折衝すること。十六

8

◎ 全員異議なし

○ 遊佐主事

研究立案します。

○ 安藤委員

自動車修繕約三十萬を計上せよ

◎ 全員異議なし

○ 遊佐主事

立案します

○ 松崎委員

防火設備の一つとして貯水槽を校内に設けたらどうか

○ 行政課長

研究して見ましょう

◎ 以上の論議をもととして事務局が財務當局と折衡すること。十六日の臨時委員會まではその経過をまとめて、知事折衡の材料とする事とした。

(二) 教育長緊急提案

議案第六號は撤回したい。

(秘 密 會)

(三) 社會教育委員の候補者について

○ 社會教育課長説明

事務局として、人数についても人選についても委員の方々の意見をきいてから立案したいと考えました。それで人選についての希



9

望を述べていたいただきたい  
 ○各委員から地域性や職域等について希望あり、一通りの結論を得たが、當人が委嘱しても受けない場合もあるから予定より人数を多くした。次回に正式議案として提案するように運ぶこととした

(四) 緊急人事報告

○教育長

二本松小学校校長喜古由吉氏が退職したいというのでお知らせします。それは、上川崎村の助役に就任するためです。後任としては當分事務取扱を命じておく考えです。

(秘 密 會 を 解 く)

(五) 教育長の俸給について

月一四、〇〇〇圓以上とするよう知事に折衡すること。

(六) 氏家委員緊急報告

「定員定額について陳情した状況について」

安藤委員、浦井主事と十月三日上京して内藤庶務課長に陳情した。

定額の算定が一通りできたがまだ本極りでない。本縣の事情を充分

斟酌していてくれると思う。これでもう最善はつくしたと思う。

そこで問題は期日がおくれ十月の縣會に実行予算を組むことはできないことになったことである。

定時制については、當初予算の線でできるらしい。したがって実行

予算について減額する必要があるまい。

(七) 六三制建築國家予算獲得運動について

十八日署名を持つて陳情に上京することとした。代表は、氏家、安

9

(秘 密 會 を 解 く)

(五) 教育長の俸給について  
月一四、〇〇〇圓以上とするよう知事に折衝すること。

(六) 氏家委員緊急報告

「定員定額について陳情した状況について」

安藤委員、浦井主事と十月三日上京して内藤庶務課長に陳情した。  
定額の算定が一通りできたがまだ本極りでない。本縣の事情を充分

斟酌していくれると思う。これでもう最善はつくしたと思う。

そこで問題は期日がおくれ十月の縣會に實行予算を組むことはできないことになつたことである。

定時制については、當初予算の線でできるらしい。したがつて實行  
予算について減額する必要があるまい。

(七) 六三制建築國家予算獲得運動について

十八日署名を持つて陳情に上京することとした。代表は、氏家、安藤  
藤兩委員と決定。東北各縣に働きかけてなるべく共同でゆくこととした。

(八) 全國教育委員會協議會について

大阪市で十月十四日十五日行われ本會議に代表として松崎委員と  
事務局員一名を決定。

(九) 第八軍司令部の市政巡迴講演會並びに討論會出席代表について

去る九月二十八日二十九日の兩日郡山市で首題の會が行われ代表として  
委員會の決定をまたず石原副委員長と安藤委員に出席していた  
だいたから事後承諾にしてもらいたい。

10.

○委員異議なし

(十) 委員会成立一周年記念事業について

事務局案で、予算が通つたら実施すること。

記念放送の代表は新城委員長とすること。

座談会は十一月四、五日頃十一月の定例会の日程を関連して行うこと。

(十一) 臨時委員会について

十六日午前九時から臨時委員会とし、十七日は明年度予算編成方針等の懇談をする。

(十二) 委員長、副委員長の改選について

滿一ヶ年となり改選の時期になつているので十一月定例会の開會初頭に行うこと

(十三) 十一月定例会の期日について

十一月四日、五日とする。

閉會

午後二時四十分

以上

Participation in National Athletic Winter Game	198,720
Preservation of national treasures & important fine art objects	144,000

-----  
 R. Watanabe of Research Section explained the amount needed by the Section:

Total: 965,120 yen

Allowance increase of Research Section Branch room personnel	120,000
Subsidy to experimental & special research schools	222,000
Circular library of educational books	507,120
Expenses for 1st anniversary of the Pref. Board of Education setup	116,000

-----  
 Yusa of Admin. Sec. explained the amount needed by the Section:

Total: 5,120,856 yen

Fuel expenses for Branch Secretariat	84,000
Repairs of USS damages	1,663,362
Repairs & renovation of Uchigo USS, Ishiki	1,049,000
Removal of Kitakata Boys USS	200,000
Enlargement of playground of Koriyama Girls USS	580,000
Equipment of practice facilities of Onahama Marine Product USS	551,650
USS fire prevention equipment	950,000
Branch secretariat Office equipment	344,000
LSS expenditure	117,000

10 minutes recess

2 members, Ando and Hasunuma spoke: It is advisable that section officials in determining the cost of estimates, apply the same price by consulting with each other. And what we want to know are the most needed budget items of each section.

Furukawa, Watanabe and Yusa's answers:

Social Education Section wants to obtain the budget for public library, youth leadership courses and visual education.

Research section wants to obtain budget for increase of Research Section Branchroom personnel's allowance and subsidies for experimental and special research schools.

Administration Section needs the whole budget items and cannot lose any of them. Therefore we hope the budget cut if unavoidable, be made proportionately for each.

- X 10. Bill #3 An amendment of Pref. Board of Education Enforcement Regulation of School Education Law.

Administration Section chief's explanation: As Pref. education affairs were transferred to Pref. Board of Education from Governor except those of private schools and miscellaneous schools, the word, "Governor" should all properly be changed to the word, "Pref. Board of Education."

Approved.

- L 11. Bill #4. 1949 school year policy for the educational personnel's change (Refer to the material attached to the advance report)

Aoki of Admin. Sec. explained.

approved with a desire that personnel shift arrangement be completed in the early date as scheduled in the plan, so that there is no rush work at the school year end.

- M 12. Bill #5. Cancellation of Pref. Board of Education Regulation concerning teacher certification fees.

Admin. Sec. chief's explanation: Now that the Government Ordinance #338 in regard to the said certification fees is passed, the current regulation is to be rescinded.

Approved.

The first day session was over at 4:50.

2nd day:

- 1) Opening time: 9:30
- 2) Place: Same
- 3) Members present: All
- 4) Contents of deliberation

- 1. Bill #1. An additional educational budget for the school year of 1949.

Administration Section chief's explanation: This additional budget is not really a bill, but a sort of proposition out of the general desire by sections. It is, therefore, an informational material for Board of Education.

Prefectural authorities and Pref. Assembly's approval is necessary to make the budget amount definite, so please let us know the consensus of Board members' opinions about this proposition. We wish that a delegate or all Board members negotiate with Governor to make the Pref. decide the amount obtainable.

Furukawa of Social Education Section explained the amount needed by the Section:  
Total: 4,084,086 yen

Public library	1,106,573
Social Education Committee expenses	293,530
Visual education expenses	1,320,000
Winter athletic meeting	444,650
Ski ground equipment	427,455

Hasunuma spoke: I hope to include in the budget, teachers' cold region special allowance.

It was unanimously approved.

Yusa replied: We shall make its planning.

Ando spoke: Also include the automobile overall repairs, 300,000 yen.

It was approved by all.

Yusa replied: We shall make its planning.

Matsuzaki proposed: How about building a water tank at each school as a way of fire fighting?

Administration Section chief replied: We shall make an investigation into this matter.

Basing on the Board members' consensus of opinions, on the budget expressed as above, the Secretariat will confer with Pref. authorities, and reach an agreement on budget figures with Pref. financial authorities to be later negotiated with the Governor. The figure in question will be submitted by Secretariat to the special session to be held on Oct. 16.

2. Superintendent's urgent motion : I would like to withdraw Bill #6.

Here with deliberation was carried on in a secret session.

3. About the candidates of Social Education Committee members.

The bill was explained by Social Education Section chief: We would like to select candidates after hearing your opinions. Please tell us your idea about them.

Members expressed selection of them covering each district or covering each main occupational field. As the Board of Education's policy concerning this selection became clear, the definite recommendation of them will be made to the next session.

4. Urgent report by superintendent about a school principal's resignation  
Yoshikichi Kiko, principal of Nihonmatsu Elementary School, tendered resignation as he is going to take the position of vice village head of Kamikawasaki-mura, Adachi-gun. Its head teacher will be the deputy principal for the time being.

The secret session was over.

5. About the Superintendent's salary  
It was decided to negotiate with Governor to increase his salary amount to 14,000 yen or more.
6. Urgent report by Ujiie, a member, about the petition for Monbusho authorities regarding the salary subsidy cut.  
Ando a member, and Urai of Administration Section petitioned Naito, General Affairs Section chief at Monbusho. According to him, the figure to be cut is not yet definite, hence good consideration will certainly be given before the final decision of the amount of subsidized teacher number. The trouble is that Pref. Board of Education cannot make the budget for it to submit to October session of Pref. Assembly.  
Though Monbusho subsidy for part-time USS teachers is cut, practically there is no effect on the Pref. education budget.
7. Campaign for procuring LSS construction fund  
Ando and Ujiie delegating pref. people are going to Tokyo on 18 Oct. to petition. We are trying to do this campaign jointly with other Tohoku Pref. boards of education.
8. The national convention of Pref. Board of Education members.  
The convention is scheduled for 2 days Oct. 14 and 15 in Osaka City. Matsuzaki accompanied by an official of Secretariat will represent the Board of Education.
9. About attendance of Civic Lecture and Discussion meeting sponsored by 8th Army  
This meeting was held in Koriyama on October 28 and 29. Mrs. Ishihara and Ando were present. As there was no chance of referring the choice of delegates, post-approval was asked for.  
  
Approved.
10. Regarding the program of 1st foundation anniversary of Pref. Board of Education  
The program was drafted by Secretariat which will be put in practice if its budget is approved.  
It was decided that Shinjo, chairman, makes radio speech in commemoration. The round table talk will be held on November 4 or 5.
11. Date of special session:  
It was decided to be held on Oct. 16 at 9:00 and 17 Oct. The next fiscal year budget policy will be discussed on the 2nd day, 17th.
12. Election of new chairman and vice-chairman  
As their 1 year terms are expiring, their election will be held at the regular session for November.
13. Date of regular November session.  
It was decided to hold it on 4 and 5 November.  
The session was over at 2:40

From: Pref. Board of Education  
 To : CE Section chief, FCAT  
 Date: 15 Oct. 1949  
 Subject: Board of Education October session Minutes

## 1st day:

- 1) Location: Board of Education room
- 2) Date: 6 Oct. 1949 from 1:00
- 3) Participants: Shinjo, Ishihara, Kimura, Hasunuma, Matsuzaki, Ujiie, Ando
- 4) Absentees: None
- 5) Officials participating for explanation: Ono, Kushida, H. Suzuki,  
 C. Watanabe, Yusa, K. Aoki, Igari, Urai, K. Sato, R. Watanabe,  
 J. Hasegawa, Imai, Furukawa
- 6) Contents and process:
  - a. Opening.
  - b. Decision of order of the day
  - c. Placing the subject
  - d. Reading previous minutes- approved
  - e. Decision of the signer: Kimura, Hasunuma, Matsuzaki
  - f. Appointment of the recorder
  - g. Report matters of the superintendent

1. Concerning explanation of enforcement of starting salaries, promotion of salaries and promotion of ranks

Explanation by Urai, Administration Section.

If we take an example of 3-year college graduate in revision of starting salaries, it becomes #5 of 5th class, instead of #7 of 5th class. It becomes 23,000 lower than before. No change in promotion of salaries and promotion of ranks. It was enforced from 1 Sept. but no effect resulted because there were few newly adopted teachers.

2. Concerning conduct in regards to responsible person for fire at Nagaino LSS, Onuma-gun

Explanation by Administration Section chief: The fire started from an upper room at 7:10 p.m. on 19 June and reduced 2 classrooms (50 tsubo) to ashes. 13,000.00 yen damage.

The fire occurred through the electric light fusing, and the principal as well as the teachers tried hard to quench the fire. Therefore we feel that no punishment is necessary.

3. Concerning occurrence of an accident among Kumakura LSS students, Yama-gun

Explanation by Administration Section chief.

It was occurred through a mischief while teachers and students were resting from work on 15 Sept. One 3rd grade child died instantly and one was badly hurt around the collarbone and humerus bone. It was strictly cautioned for this kind of cage because a similar accident had occurred before. A suggestion of how to deal with this case will be proposed later, although



a reprimand or salary reduction is considered.

4. Concerning stoppage of salary of full time officials of Teachers Union

Explanation of Administration Section chief

Various pay from the Prefecture for full time officials were prohibited. It was understood that this prohibition does not cover before June. Therefore refunds of salary after June were requested.

It will be too difficult to refund the salary. Therefore, some kind of method will be studied.

5. Concerning recognition of qualification of youth school teachers training institute and vocational continuation school teachers training institute graduates.

Explanation of Igari shuji, Administration Section: We have received more than 50 applicants up to now when we have dealt as annex.

6. Concerning educational officials certification law and its enforcement law.

Explanation by Igari shuji, Administration Section: The certification fee, reissuing fee and rewriting fee were decided as annex according to the Cabinet Law 338, 19 September.

7. Concerning fire at Kitakata Commercial and Technical USS

Explanation by Administration Section chief: On 20 Sept. 1:30 p.m., 1 tsubo of a floor, 9 feet of baseboard and half of cupboard were destroyed by fire. It is suspected that the cause of the fire was by a cigarette smoked secretly by a student. It is considered to give admonition to the principal. The conduct for the student is commissioned to the principal.

8. Concerning general condition of northern part Board of Education conference meeting.

Explanation by Kushida, chief private secretary: On 20 Sept. participated at Sapporo, Hokkaido, with vice chairman and Administration Section chief. About 40 participated. Decided to submit a demanding document about 10 important problems to the government. Conferred concerning 14 problems and exchanged the data (annex)

9. USS attendance district establishment intermediate report.

Explanation by Research Section chief: It is intermediate report (annex)

10. Concerning Hokkaido 7-prefectures research section chiefs liaison conference

Explanation by Research Section chief: It will be held on 27, 28 Oct. under the sponsorship of Fukushima Pref.

11. Concerning prevention of calamity research of USS in 4 cities.

Explanation by Research Section chief: <sup>lack of</sup> Have found out ~~many~~ preventions against earthquakes, fire and typhoons

12. Concerning actual situation research of USS coeducation

Explanation by Research Section chief: Research as annexed. Found out great progress since the time of last March public opinion research.

13. Concerning arrangement meeting of experimental school and special research school principals

Explanation by Research Section chief: Made an arrangement of reflection and planning by cooperating with the Guidance Section at the branchroom on 29, 30 Sept.

14. Concerning commemoration project of 1st anniversary of Board of Education setup

Explanation by Research Section chief: Hope you will confer tomorrow and arrive at conclusion because we have drawn an enforcement bill according to the guidance of Monbusno.

Recess: 2:20

Reopening: 2:30

15. Concerning adoption of 1950 textbooks

Explanation by Guidance Section chief: You'll find details in annex but exhibited textbooks were as follows:

ES - 188; LSS - 314; USS - 147

Adopted percentage were

ES	Monbusno 70%;	Certification 30%
LSS	Monbusno 50%	Certification 50%
USS	Monbusno 10%	Certification 90%

16. Concerning puppet show of Bunrakuza

17. Concerning Kono orchestra

18. Concerning 200 years commemoration lecture and play of Goethe's birth

Explanation by Furukawa, Social Education shuji: All 3 of them were very successful including expenditure.

19. Concerning bookreading week program

Explanation by Furukawa: Planning as annexed. Hoping to award Board of Education prize for best poster design and composition.

20. Concerning concours prize award for Fukushima Pref. Chorus

21. Concerning concours prize award for Fukushima Pref. Amateur singers
22. Concerning youth and juvenile guiders training course
23. Concerning youth classes  
Explanation by Furukawa
24. Concerning procuring campaign of LSS school building national budget.

Explanation by Administration Section chief: Activities started as Secretariat according to the idea of previous board meeting is as follows:

- a. Telegraphed to the government, Diet and others under the name of Board of Education
  - b. Started a signature campaign under the cooperation of town and village mayors.  
Wish you to confer how to utilize these because signatures will be collected in the Secretariat by 10 Oct.
25. Concerning remote area education development conference meeting  
Explanation by Guidance Section chief: Development of remote area education is necessary to receive assistance from the Pref. Assembly and other intelligent and experienced persons. Therefore we are planning to establish a conference meeting. We would like to decide after we listen to the board members opinion because we have no adequate idea yet.
  26. Concerning various petitions

Explanation by chief private secretary: We will arrange 17 matters into 11 and then show to you.

Conclusion:

- a. Not adopted
- b. Adopted. Research and study
- c. Transfer to Teachers Union
- d. Adopted. Endeavoring to be adapted according to the demand. Will deal judiciously for a school with special circumstance.
- e. Adopted. Will commission to the Secretariat.
- f. Adopted. Will commission to the Secretariat.
- g. Adopted. Research and study
- h. Adopted. Will deal judiciously after studying well
- i. Adopted. Will commission to the Secretariat
- j. Adopted. Will commission to the Secretariat
- k. Pending

Recess: 3:25

Reopening: 3:40

- h. According to the urgent motion of Masunuma, the order of the day was decided to be changed after adoption and Bill #2 to 5 were advanced to today's order of the day while Bill #1 was postponed to tomorrow.
- i. Bill #2. Suggested rules in regards to educational civil service officials adoption applicants list.

Explanation by Aoki shuji: The educational civil service law was enforced on 12 January, and this rule had to be arranged by the end of March but it was delayed. Therefore, the plan was made with references of wakayama and Miyagi rules.

Approved.

- J. Bill #3 Suggested rules to revise a part of enforcement by-laws of school Education Law